

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市南押上一丁目569番2から	新	12.3～14.9メートル	30.3メートル
同市南押上一丁目571番2まで	旧	12.3～14.9メートル	30.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道西中糸魚川線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市南押上一丁目569番2から	新	12.3～14.9メートル	30.3メートル
同市南押上一丁目571番2まで	旧	12.3～14.9メートル	30.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道上町屋釜沢糸魚川線と重用